くらしのミニ情報

こんなとき、あなたはどうしますか?

〈心配ごと〉 借地に建てた家を売りたいと思いますが、売ることを家主は承諾してくれません…。

〈お答え〉 地主が正当な事がないのに承諾しないときは借地人は地主の承諾に代わる許可の裁判を求めることができます。

(借地法九条ノ二参照)

〈心配ごと〉 私が住んでいる借家を買った、新しい家主から、借家契約をしていないとの理由で明け渡しを求められています。応じなければなりませんか。

〈お答え〉 借家が売却されて家主が交替しても、その家に居住している借家人は、新家主に対して引き続き借家権を主張することができます。

(借家法一条参照)

中央卸売市場から

野菜 三月の不順な天候で成育の遅れていた県内の野菜もめっきり種類が増え、市場も夏の味覚にあふれてきました。

あざやかな緑が料理に映えるサヤエンドウもシーズンです。エンドウの成熟前のサヤが食用に供されるもので、早めに収穫されたサヤの薄いものが風味があります。褐色の傷ついたものやしなびたものはさけましょう。調理も、せっかくの緑をそこなわないよう手早にどうぞ。

果物 なんといってもいちごの季節です。甘味の強いもの、酸味の強いものなど、品種もお好みに合わせて選べます。実がやわらかいだけに、ほかの果物以上に鮮度を競います。

ハウス栽培の早出し西瓜も出まわり、夏の味を一層高めてきました。

受診高まる老人医療

老人医療費無料制度 健康確保にひと役

七十歳以上の一般老人を対象として、四十八年一月からスタートした老人医療費無料化制度(国の制度)は、月を重ねるごとにその該当者も増え充実してきました。

昨年一月から十二月までの総計をみますと—十二月末現在で受給資格者数一万二千六百八十四人、受診総数十三万四百八十九件で、単純計算では、一人当たりが一年間に十回以上受診したことになります。給付金額も一年間に四億一千六百万円にのぼりました。

受診率も、月ごとに上昇し、一年間の平均では九一・五%を記録し、お年寄りの健康確保に大きく役立っていることがうかがえます。

また、この四月から、所得制限によって受給できない人には、市独自で助成することにしましたので、一層の充実が図られました。

この制度は、満七十歳に達した月の初日から該当しますが、あらかじめ申請していただくことになりますので、七十歳に達する前月に市援護課か地区事務所、連絡所へ申請してください。

更新申請 今月31日までに

今年四月から、所得制限撤廃によって、新たに受給者証を交付された人を含めて、老人医療費支給制度に該当している人は、毎年五月中に更新申請をし、七月一日から新しい受給者証で医療を受けるように決められています。従って、現在交付を受けている受給者証(ライトブルー)は七月一日以降は無効になります。

該当者は次の要領で更新の申請手続きをしてください。

☆**申請期限** 五月三十一日まで

☆**記載要項** 申請書の裏面に印刷してあります。

☆**添付書類** 源泉徴収票など、なるべく本人および扶養義務者の昭和四十八年度中の所得が明らかな書類を添えてください。

☆**申請書用紙** 市援護課、各地区事務所、連絡所にあります。

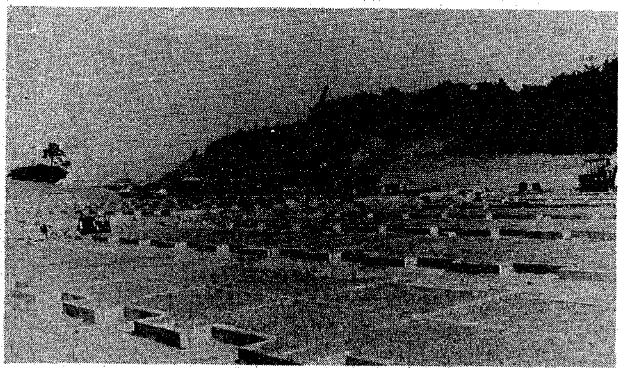

小高い松林を背に広がる太夫浜霊苑——六月二十日オープンを目指して工事も急ピッチ

太夫浜霊苑 6月20日 オープン

自然の緑をいかした墓地公園

ただいま申込み受付け中

太夫浜霊苑の建設工事が、六月二十日オープンを目指して急ピッチで進められています。同霊苑は新潟市開発公社が、好評を博した内野霊苑に続いて建設中のもの。

同霊苑は、小高い松林を背にした総面積四十三平方㌖の広大なもので、二千七百区画分の墓域のほか、展望台、あずまや、花壇、駐車場、緑地などを設置し、先祖の安らぎの場としてだけではなく、家族づれで小半日を楽しんでいただけるように設計してあります。墓域は四、六、九、十二平方㍍の四種類のほか、四平方㍍の芝生墓域があり、いずれも現在申込み受け付け中です。申込みは新潟市開発公社(上大川前八番町☎28-一〇〇〇番)へ。

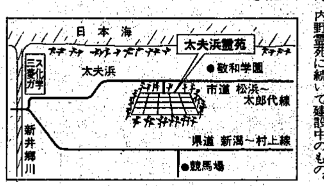

使用料および管理料

永代使用料

4㎡	130,000円
6㎡	200,000円
9㎡	300,000円
12㎡	450,000円

永代管理料

4㎡	12,000円
6㎡	18,000円
9㎡	27,000円
12㎡	36,000円

国民年金 二級障害者に障害福祉年金を支給

国民年金の被保険者で、国民年金法に基づく二級障害者に、この四月分から障害福祉年金が支給されることになりました。これまでは一級障害者にのみ支給されていたもので、今年からその範囲が拡大されたわけです。対象年齢は二十歳から六十九歳まで。

ただし、現に国民年金(拠出)またはほかの年金制度から障害年金を受けている人は該当しません。

該当する人は、市国民年金課または各地区事務所に備えつけの用紙で申請してください。

なお「二級障害」の程度に関する詳しいことは国民年金課へお問いあわせください。

定時届はおすみですか?

国民年金の定時届はおすみですか?

定時届とは、六十八歳以上の人全員と六十五歳以上の寝たきりの人のうち、現に老齢(特別給付金を含む)、障害、母子福祉年金を受けている人から、毎年五月期の年金(給付金)を受給したあとに、国民年金証書を市へ提出していただくものです。

この届け出をしないと、九月期に支給される年金が受けられなくなりますので、忘れずに国民年金課または地区事務所へ届け出してください。

また、普通恩給、普通扶助料、厚生年金、各種退職年金、公務扶助料などを受けられる状態になった方は、その証書も持参ください。

なお、支給停止になっている人の年金証書は国民年金課でおあずかりしていますので定時届を出す必要はありません。

✤ ✤ ✤

謡曲入門講座

日時 6月3日から毎週月曜日午後7時~9時

会場 北部公民館

内容 宝生流入門

講師 伏見泰蔵先生

申込み 5月31日までに、はがきで市公民館北部分館(稲荷町)へ。

第八回合唱祭

日時 五月二十六日午後一時半

会場 市公会堂

出演 アカシア、しろがね、新声会、児童合唱団、砂山、コールエコー、混声合唱団、青年合唱団、浜浦サークル、新鉄合唱団

入場料 二百円

限度額を50%アップ 自家用天然ガス燃料転換助成額

市では、地盤沈下対策の一つとして、自家用天然ガスからプロパンや都市ガスなどに燃料転換する人に、その費用の一部を助成する制度を設けています。

今年度からこの制度を充実させるため、助成限度額を一戸当たり一万円から一万五千円に引き上げました。この制度を利用される人は市農地課で手続きをしてください。

対象 「新潟市自家用天然ガス採取規制条例」の規定により、すでに市長に届け出をしている人。

助成額 一戸当たり、燃料転換に要する費用の三分の二。ただし限度額は一万五千円。

助成を受けた場合 他の燃料に切り替えた月から、自家用天然ガスの採取はできません。

都市ガス 熱量変更

北陸ガスでは、昨年に引き続き市内の都市ガスの供給●を、四二〇〇から九五〇〇キロカロリーに引き上げる作業をこの二十三日から実施しました。

今年度は、学校町二番町、白山公園下手の地域を実施するもので期間は八月三十一日まで。

「詳しい日程は二週間ぐらい前に各戸に配布する」そうですが、「安全を確認するために、ガスの変わる日はぜひ在宅してほしい」とのことです。

精薄施設 「十字園」が開園

精神薄弱者の更生施設「十字園」(中村与吉園長)が去る四月、上新栄町に開園しました。

この施設は、県、市および日本自転車振興会の協力で、社会福祉法人更生慈仁会が設立したもので定員五十人(男女各二十五人)。

入園希望者は市福祉事務所福祉課へご相談ください。

ネーベル 定期演奏会

日時 五月三十日午後七時

会場 県民会館小ホール

独奏者 須貝和気三(フルート)

指揮 土田力

曲目 グルック—フルート協奏曲ほか

入場料 前売三百円。当日四百円

◇◇◇◇◇

ジュニアオーケストラ団員募集

締切りは今月31日

◆**対象** 小学4年~大学生

◆**練習日** 毎月第1・第3日曜日午前 毎月第2・第4土曜日午後

◆**会場** 中央公民館

◆**部門** 弦楽器・管楽器・打楽器(打楽器・ビオラ・コントラバスは市が用意します)

◆**申込み** 住所・氏名・保護者名・連絡先・学校名年組・希望部門を明記して、返信用封筒を同封のう市教育委員会社会教育課(西堀通6☎28—4810番)へ。

◆**締切り** 5月31日

青年リーダー教室

▶**日時** 6月5日から毎週水曜日午後6時~8時半、計7回、ほかにバスハイキングを予定

▶**内容** 「現代日本の課題と青年」「青年期の心理」「人生論」「司会に強くなるポイント」「望ましいリーダー像とリーダーシップ」「レジャー活用について」「青年リーダーに期待する」—などのほかに、フォークダンスゲーム、歌唱など。

▶**申み込** 5月31日までに、はがきで住所・氏名・年齢・勤務先・電話番号を記入し市教育委員会社会教育課(西堀通6)へ。

ボランティア学習会

"人間関係"について

現在ボランティア活動をしている人を対象に、次のとおりボランティア学習会を開きます。

日時 5月27日を第1回として、毎月最終月曜日午後1時~3時半

会場 中央公民館

内容 加藤秀俊著「人間関係」(中公新書)をテキストとして、毎回ゲストを招き"人間関係"について学習する。

申込み 市教育委員会社会教育課(西堀通6)へ。

児童手当 6月中に「現況届」を

現在児童手当を受給している人は、6月中に「児童手当現況届」の手続きをしてください。

この現況届は、受給者の前年の所得状況・養育状況などを、毎年1回6月1日の状況について確認するためのものです

この届けを出さないと、引き続き受給資格があっても、6月分以降の手当の支払いを受けることができなくなりますのでお忘れなく。

★**届け出先** 市役所二階ロビー(本庁管内の人)か各地区事務所★**手続きに必要なもの** 印鑑、認定通知書、受給者の年金証書、受給者の48年中の所得額のわかるもの。